

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定（昭和 39 年岩手県告示第 262 号の 7）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
2 収納代理金融機関				2 収納代理金融機関			
指定した金融機関			取扱事務 の範囲	指定した金融機関			取扱事務 の範囲
名 称	位 置	取扱店舗		名 称	位 置	取扱店舗	
[略]			[略]			[略]	
二戸信用 金庫	[略]		二戸信用 金庫	[略]			
気仙沼信 用金庫	気仙沼市	<u>県内支店</u>	気仙沼信 用金庫	気仙沼市	<u>本店及び支店（県外の 取扱店舗にあっては、 マルチペイメントネッ トワーク収納サービス を利用した県公金の収 納事務を行うものに限 る。）</u>		
杜陵信用 組合	[略]		杜陵信用 組合	[略]			
[略]			[略]				
[略]			[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。							